

平成 30 年度税制改正大綱

与党税制調査会は、平成 30 年度の税制改正の原案となる「平成 30 年度税制改正の大綱」を決定、公表しました。森林環境税や国際観光旅客税（出国税）といった新税が創設されたものの、全体的に既存の制度が手直しされた印象が強いものとなりました。

～相続税～

◆小規模宅地等について特例（増税）

被相続人の事業の用に供されていた宅地、居住の用に供されていた宅地、貸付の用に供されていた宅地については、一定の要件を満たすことで評価額から次の割合の減額を受けることができます。

- ・ 特定事業用宅地等・・・80%減額（400㎡を限度）
- ・ 特定居住用宅地等・・・80%減額（330㎡を限度）
- ・ 貸付事業用宅地等・・・50%減額（200㎡を限度）

このうち「特定居住用宅地等」については、相続した被相続人の別居親族が自己の持家を所有している場合には適用できないことから、相続前に別居親族が持家を子に贈与したり、親に売却したりすることで形式的に持家をなくし、相続時に同特例を適用するといった抜け道がありましたが、改正により封じ込められることとなります。

「貸付事業用宅地等」については、相続直前に相続税対策のためにアパートやマンションを取得する事案が多くみられましたが、相続直前の取得に制限が加わることとなります。

現行制度	改正案（2018年4月1日以後の相続等）
<p>< 特定居住用宅地等の主な要件（①～③のいずれか） ></p> <p>① 配偶者が取得すること</p> <p>② 同居親族が取得し、相続税の申告期限まで所有及び居住すること</p> <p>③ 別居親族が取得し、次の要件をみたすこと</p> <p>a. 相続税の申告期限まで所有すること</p> <p>b. 3年以内にその別居親族又はその配偶者が所有する国内の家屋に居住していないこと</p> <p>c. 被相続人の配偶者、同居相続人がいないこと</p>	<p>< 特定居住用宅地等の主な要件（①～③のいずれか） ></p> <p>① 同左</p> <p>② 同左</p> <p>③ 別居親族が取得し、次の要件をみたすこと</p> <p>a. 相続税の申告期限まで所有すること</p> <p>d. 3年以内に次の者が所有する国内家屋に居住していないこと</p> <p>イ. その別居親族</p> <p>ロ. その配偶者</p> <p>ハ. 3親等内親族</p> <p>ニ. 特別な関係がある法人</p> <p>c. 相続開始時に居住していた家屋を過去に所有していたことがないこと</p> <p>d. 被相続人の配偶者、同居相続人がいないこと</p>
<p>< 貸付事業用宅地等の主な要件 ></p> <p>相続税の申告期限までその宅地等を所有、貸付すること</p>	<p>< 貸付事業用宅地等の主な要件 ></p> <p>相続税の申告期限までその宅地等を所有、貸付すること</p> <p>ただし、3年以内に貸付事業の用に供された宅地等は適用なし。</p> <p>（3年超、他の不動産において事業的規模で貸付事業を行っている者は適用可）</p>

◆非上場株式等に係る相続税・贈与税の納税猶予の特例制度（新設）

中小企業の事業承継をサポートする必要性から、従前より一定の要件を満たす非上場株式等については、相続税や贈与税の納税が猶予されています。今回の改正で、急速に進展する経営者の高齢化に対し世代交代を促進させる意図から、10年間限定でその要件を大幅に緩和した制度が創設されます。

現行制度	改正案（2018年1月1日～2027年12月31日）
<先代経営者の要件> (1) 以前、その会社の代表者であったこと (2) 相続直前に同族関係者で50%超の議決権を有し、後継者以外の同族関係者の中で筆頭株主であること	<先代経営者の要件> 以前、 特例認定承継会社※ の代表者であったこと
<後継者の要件> (1) 相続直前で役員（60歳未満の場合を除く）であり、相続から5か月後までに代表者に就任していること (2) 同族関係者と合わせて50%超の議決権を有し、その中で筆頭株主であること	<後継者の要件> (1) 特例認定承継会社※ の代表権を有すること (2) 同族関係者と合わせて50%超の議決権数を有し、その中で筆頭株主であること (3) 特例承継計画※ に記載された後継者が2名又は3名の場合は、同族関係者の中で上位2位又は3位の株主（議決権10%以上の株主に限る）であること
<納税猶予の対象となる株式の数> 発行済株式総数の3分の2に達するまでの株式数 （後継者が相続開始前から保有する株式数を除く。）	<納税猶予の対象となる株式の数> 全株
<納税猶予税額> 相続税・・・80% 贈与税・・・全額	<納税猶予税額> 相続税・・・ 全額 贈与税・・・ 全額
—	<先代経営者以外の者が保有する株式の取り扱い> 先代経営者以外の者から贈与により取得する株式 についても、5年以内に贈与税の申告期限が到来するものに限り、 贈与税の納税猶予の特例を適用 できる。
<雇用確保要件> 申告期限後5年間平均で、相続開始時の雇用の8割を維持できなかった場合は、納税猶予税額を納付しなければならない。	<雇用確保要件> 申告期限後5年間平均で、相続開始時の雇用の8割を維持できなかった場合であっても、 納税猶予が継続する 。 ※ただし雇用確保できなかった理由書を都道府県に提出する。

※特例認定承継会社とは、平成30年4月1日から平成35年3月31日までの間に特例承継計画を都道府県に提出した会社で、中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律の認定を受けたものをいいます。

※特例承継計画とは、認定経営革新等支援機関の指導及び助言を受けた特例認定承継会社が作成した計画であって、その特例認定承継会社の後継者、承継時までの経営見通し等が記載されたものをいいます。

◆一般社団法人等に対する相続税の課税（増税）

一般社団法人は、出資持分が存在しないことから、相続時に相続税が発生しません。そこで生前に資産を一般社団法人に移転させることで、実質的に子や孫に無税で資産を移転させ相続税を逃れる事案が増えてきました。改正により、一般社団法人への資産の移転時の贈与税課税の規定が明確化され、一般社団法人が有する財産についても条件によっては相続税の課税対象とされることとなります。

現行制度	改正案（2018年4月1日以後の相続等）
相続税の課税関係なし	特定一般社団法人等の 理事※ が死亡した場合には、次の金額をその死亡した者から相続により所得したものとみなして、その 特定一般社団法人等に相続税を課税する 。 <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; display: inline-block;"> 特定一般社団法人等の純資産価額 死亡時における同族役員の数 </div> ※相続前5年以内のいずれかの時に理事であった者を含む。

～所得税（住民税）～

◆給与所得控除（増税）

給与所得は、年間の給与等の収入金額から給与所得控除額を控除することで計算されます（給与所得＝給与収入金額－給与所得控除額）。この給与所得控除額が一律10万円引き下げられるとともに、控除額の上限も195万円に引き下げられます。

現行制度		改正案（2020年分以降の所得税）	
給与収入金額	給与所得控除額	給与収入金額	給与所得控除額
162.5万円以下	65万円	162.5万円以下	55万円
180万円以下	給与収入×40%	180万円以下	給与収入×40%－10万円
360万円以下	給与収入×30%＋18万円	360万円以下	給与収入×30%＋8万円
660万円以下	給与収入×20%＋54万円	660万円以下	給与収入×20%＋44万円
1,000万円以下	給与収入×10%＋120万円	850万円以下	給与収入×10%＋110万円
1,000万円超	220万円	850万円超	195万円※

※給与収入金額が850万円超の者で、次のいずれかに該当するものは「(給与収入金額－850万円)×10%」を控除額に加算（最高15万円）します。

- 23歳未満の扶養親族を有するもの
- 特別障害者に該当する者又は特別障害者である同一生計配偶者もしくは扶養親族を有するもの

◆公的年金等控除（増税）

公的年金等に係る雑所得は、年間の公的年金等の収入金額から公的年金等控除額を控除することで計算されます（公的年金等に係る雑所得＝公的年金等収入金額－公的年金等控除額）。この公的年金等控除額が一律10万円引き下げられるとともに、195.5万円の控除の上限額が設けられます。

現行制度		改正案（2020年分以降の所得税）	
<65歳未満>		① 公的年金等以外の所得金額が1,000万円以下 <65歳未満>	
年金収入金額	公的年金等控除額	年金収入金額	公的年金等控除額
70万円以下	全額	60万円以下	全額
130万円以下	70万円	130万円以下	60万円
410万円以下	年金収入×25%＋37.5万円	410万円以下	年金収入×25%＋27.5万円
770万円以下	年金収入×15%＋78.5万円	770万円以下	年金収入×15%＋68.5万円
770万円超	年金収入×5%＋155.5万円	770万円超	年金収入×5%＋145.5万円
<65歳以上>		<65歳以上>	
年金収入金額	公的年金等控除額	年金収入金額	公的年金等控除額
120万円以下	全額	110万円以下	全額
330万円以下	120万円	330万円以下	110万円
410万円以下	年金収入×25%＋37.5万円	410万円以下	年金収入×25%＋27.5万円
770万円以下	年金収入×15%＋78.5万円	770万円以下	年金収入×15%＋68.5万円
770万円超	年金収入×5%＋155.5万円	770万円超	年金収入×5%＋145.5万円

② 公的年金等以外の所得金額が1,000万円超2,000万円以下
上記①の金額－10万円

③ 公的年金等以外の所得金額が2,000万円超
上記①の金額－20万円

◆基礎控除（減税）

基礎控除は、すべての納税者が所得から差し引くことができる所得控除です。前掲の給与所得控除額、公的年金等控除額の縮減に伴い、一律10万円引き上げられます。

現行制度	改正案（2020年分以降の所得税）								
<基礎控除額> 所得税 38万円（住民税 33万円）	<基礎控除額> <table border="1"> <thead> <tr> <th>合計所得金額</th> <th>基礎控除額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>2,400万円以下</td> <td>48万円（43万円）</td> </tr> <tr> <td>2,400万円超 2,450万円以下</td> <td>32万円（29万円）</td> </tr> <tr> <td>2,450万円超 2,500万円以下</td> <td>16万円（15万円）</td> </tr> </tbody> </table> ※（ ）は住民税	合計所得金額	基礎控除額	2,400万円以下	48万円（43万円）	2,400万円超 2,450万円以下	32万円（29万円）	2,450万円超 2,500万円以下	16万円（15万円）
合計所得金額	基礎控除額								
2,400万円以下	48万円（43万円）								
2,400万円超 2,450万円以下	32万円（29万円）								
2,450万円超 2,500万円以下	16万円（15万円）								

◆青色申告特別控除（減税）

青色申告者は、事業所得の金額や不動産所得の金額から青色申告特別控除額を控除することができます。現行制度で認められている65万円の控除は、電磁的記録の備付け及び保存を行っていない場合には10万円引き下げられることになります。

現行制度	改正案（2020年分以降の所得税）																	
<青色申告特別控除額> <table border="1"> <thead> <tr> <th>記帳方法</th> <th>基礎控除額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>簡易簿記</td> <td>10万円</td> </tr> <tr> <td>複式簿記（事業的規模）</td> <td>65万円</td> </tr> </tbody> </table>	記帳方法	基礎控除額	簡易簿記	10万円	複式簿記（事業的規模）	65万円	<青色申告特別控除額> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">記帳方法</th> <th>基礎控除額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2">簡易簿記</td> <td>10万円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">複式簿記 （事業的規模）</td> <td>下記①②を満たさない</td> <td>55万円</td> </tr> <tr> <td>下記①②を満たす</td> <td>65万円</td> </tr> </tbody> </table> ① 仕訳帳、総勘定元帳について電磁的記録の備付け及び保存を行っている。 ② 確定申告書等を提出期限までにe-Taxを使用して行っている。	記帳方法		基礎控除額	簡易簿記		10万円	複式簿記 （事業的規模）	下記①②を満たさない	55万円	下記①②を満たす	65万円
記帳方法	基礎控除額																	
簡易簿記	10万円																	
複式簿記（事業的規模）	65万円																	
記帳方法		基礎控除額																
簡易簿記		10万円																
複式簿記 （事業的規模）	下記①②を満たさない	55万円																
	下記①②を満たす	65万円																

◆特定の居住用財産の買換え特例（縮減・延長）

特定のマイホーム(居住用財産)を売却し、代わりのマイホームに買い換えた場合には、一定の要件のもと、譲渡益に対する課税を将来に繰り延べることができます。

同特例の要件が下記の変更された上、2年間延長されることとなりました。

現行制度	2018年1月1日～2019年12月31日
<買い替え資産の要件> 中古の耐火建築物（マンション等）については、新築後25年以内のものであること又は耐震基準に適合していることが証明されたもの	<買い替え資産の要件> 中古の耐火建築物（マンション等）及び 非耐火建築物（木造家屋等） については、新築後25年以内のものであること又は耐震基準に適合していることが証明されたもの

◆居住用財産の買換え等の場合の譲渡損失の損益通算及び繰越控除（延長）

マイホーム(旧居宅)を売却し、新たにマイホーム(新居宅)に買い換えた場合において、旧居宅の譲渡による損失(譲渡損失)が生じたときは、一定の要件のもと、その譲渡損失をその年の給与所得や事業所得など他の所得から控除(損益通算)することができます。さらに、損益通算を行っても控除しきれなかった譲渡損失がある場合には、譲渡年の翌年以後3年以内に繰り越して控除(繰越控除)することができます。

同特例が2年間延長されることとなりました。

適用期限	2019年12月31日まで
------	---------------

～法人税～

◆所得拡大促進税制（中小企業版）（拡充）

中小企業者等は、現行制度上、今期の給与等支給総額が前期よりも増加し、かつ、基準事業年度（平成24年度）と比較して3%以上増加した場合には、基準事業年度からの増加額の10%相当額の税額控除を受けることができます。

改正後は、一定の要件を満たした場合、増加額の最大25%の税額控除を受けることができるようになります。

現行制度	改正案 (2018年4月1日～2021年3月31日開始事業年度)
<p><中小企業の場合> 税額控除額（法人税額の20%が上限）</p> <p>① 基準事業年度と比較して給与等支給総額が3%以上増加した場合 <u>雇⽤者給与等支給増加額×10%</u></p> <p>② ①に加え、平均給与等支給額が前期を2%以上上回る場合 <u>①+（雇⽤者給与等支給額－比較雇⽤者給与等支給額※）×12%</u></p>	<p><中小企業の場合> 税額控除額（法人税額の20%が上限）</p> <p>① <u>平均給与等支給額が前期を1.5%以上上回る場合</u> <u>雇⽤者給与等支給増加額×15%</u></p> <p>② <u>平均給与等支給額が前期を2.5%以上上回り、次のいずれかの要件を満たした場合</u></p> <p style="margin-left: 20px;">a. <u>教育訓練費の額が前期を10%以上上回る</u>こと</p> <p style="margin-left: 20px;">b. <u>計画に従って経営力向上が確実に</u>行われてものとして証明がされたこと</p> <p><u>雇⽤者給与等支給増加額×25%</u></p>

※ 平均給与等支給額とは、適用年度の継続雇⽤者に対する給与等の支給額を、月ごとの延べ人数の合計で割った金額をいいます。

※ 比較平均給与等支給額とは、前事業年度の平均給与等支給額をいいます。

※ 雇⽤者給与等支給増加額とは、適用年度の国内雇⽤者に対して支給する給与等支給額（役員報酬等を除く）から、基準年度の国内雇⽤者に対して支給する給与等支給額を控除した金額をいいます。

◆交際費の損金不算入制度（延長）

交際費の損金不算入制度が2年間延長されるとともに、「1人当たり5,000円以下の飲食費を損金不算入制度から除外する特例」及び「資本金等の額が1億円以下の法人が支出した交際費等のうち800万円までの金額を損金の額に算入できる特例」も2年間延長されることになりました。

適用期限

2020年3月31日まで

◆中小企業者等の少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例（延長）

中小企業者等が、取得価額が30万円未満である減価償却資産を取得などして事業の用に供した場合には、一定の要件のもとに、その取得価額に相当する金額を損金の額に算入することができます。

同特例が従業員数1,000人超の法人を除外した上で2年間延長されることになりました。

適用期限

2020年3月31日までの取得

～その他～

◆不動産取得税(延長)

① 「住宅及び土地の取得に係る不動産取得税の標準税率の特例措置」の適用期限が **3年延長**されます。

<税率>

		本則	軽減税率
土地		4.0%	3.0%
建物	住宅	4.0%	3.0%
	住宅以外	4.0%	—

② 「宅地評価土地の取得に係る不動産取得税の課税標準を2分の1とする特例措置」の適用期限が **3年延長**されます。

適用期限	～2020年3月31日
------	-------------

③ 新築住宅の敷地である土地については、その取得の日から **3年以内**に建物を新築した場合には、不動産取得税の減額措置が適用されます。この新築住宅特例適用住宅用土地に係る不動産取得税の減額の住宅新築までの年数の緩和措置が **2年間延長**されます。

適用期限	～2020年3月31日まで
------	---------------

◆登録免許税(延長)

特定認定長期優良住宅または認定低炭素住宅の所有権保存登記等に対する登録免許税の税率の軽減が **2年間延長**されます。

<認定長期優良住宅、認定低炭素住宅の所有権保存登記、所有権保存登記に対する登録免許税>

- ・所有権保存登記 ……**1/1000**(本則 4/1000)
- ・所有権移転登記(売買) ……**1/1000**※(本則 20/1000) ※戸建の認定長期優良住宅については **2/1000** 同特例が **2年間延長**されることとなりました。

適用期限	～2020年3月31日まで
------	---------------

◆固定資産税(延長)

新築建物は、120㎡までの部分については、次の年度分の固定資産税が **2分の1減額**されます。この新築住宅に係る固定資産税の税額の減額措置が **2年間延長**されます。

- ・3階建て以上の耐火・準耐火建築物 ……5年度分(認定長期優良住宅については7年度分)
- ・上記以外の住宅 ……3年度分(認定長期優良住宅については5年度分)

適用期限	～2020年3月31日まで
------	---------------

この資料は、公表された税制改正大綱を抜粋し、簡易な表現により要約したものです。
今後、国会に提出される法案等とは内容が異なる場合がありますのでご了承ください。